

①

目黒区心身障害者（児）緊急時等見守り事業登録前チェック票

緊急時等見守り事業は、主たる介護者の不在等により、在宅での心身障害者（児）が、緊急かつ一時的に日常生活を営むことが困難となった場合に、指定介護人又は障害福祉サービス事業所に、原則、居宅での見守り等を依頼し、謝礼又は利用料金を支払ったものに対し助成を行う事業です。

【利用できる人】

次の（１）～（３）のすべてが「はい」の方が利用できます。

- （１）区内居住の 65 歳未満ですか。 はい いいえ
- （２）次のいずれかに該当しますか。 はい いいえ
 身体障害者手帳 1・2 級
 愛の手帳 1～3 度
 脳性麻痺の方
 進行性筋萎縮症の方
- （３）医学的管理下において保護する必要がありませんか。 はい いいえ
 医学的管理下とは、「経管栄養、導尿、吸引、酸素療法」です。 （必要ありません） （必要です）

※医療的ケアを要しない重症心身障害者（児）の介護者の在宅レスパイトを利用する場合には、障害福祉課にて対象になるかどうかの確認を受け、「確認書」の発行を受ける必要があります。

【利用できる場合】

- （１）介護者が、障害者（児）の三親等以内の親族の葬祭もしくは病気見舞いによる外出のため、一時的に在宅での見守り等が必要な場合
- （２）介護者が、介護者又は同居の家族の疾病等により病院等を受診するため、一時的に在宅での見守り等必要な場合
- （３）介護者が、官公署等への相談、手続又は同居の家族の学校行事等出席により外出するため、一時的に在宅での見守り等が必要な場合
- （４）医療的ケアを要しない重症心身障害者（児）の介護者の在宅レスパイトを実施する場合
- （５）その他区長が認める場合

【指定介護人を届出時の注意】

障害者（児）の三親等内の親族の方は、指定介護人になれません。

【緊急時見守り事業利用時の注意】

緊急時等見守り事業を利用する場合は、事前に社会福祉協議会へ連絡してください。利用する場合には、毎年度利用登録等の手続きが必要になります。